

平成 29 年度 京都地区行政相談委員自主研修会  
11 月 10 日（金）京都地方裁判所見学

本年度の京都地区行政相談委員自主研修会は、京都地方裁判所の見学をいたしました。

10 月は天候の悪い日が続き心配していたが、11 月は天候も穏やかで、当日も天気にも恵まれ相談委員 18 名行政相談センター職員 3 名が、10 時 30 分から裁判所職員による案内を受けた。

まず注意事項として、携帯電話の電源を切ること、写真撮影は禁止、館内は静粛に等の説明を受け、3 階のラウンドテーブル法廷を案内された。



見学前の様子

このラウンドテーブル法廷とは和議や当事者間で話し合える事件等、通常の法廷で争わなくていい案件の場合にこの場所を使うとのこと。部屋の中央に楕円形のテーブルがあり、仲裁人（裁判官）を挟んで対面し、話し合うようになっている。その片側後ろには 20 席ほどの傍聴席があり、この点では法廷と変わりはない。当然誰でも傍聴できる。入室する扉に傍聴席が開いているか確認する小窓があり満席の場合は入室禁止となる。

一通り説明が終わった後、15 分程度の映像で俳優が法廷でのやり取りを演じるビデオを鑑賞した。

次に案内されたのは 2 階の合議法廷であった。正面に裁判官が 3 名、その前に書記官席、証人台、被告人席の順で、左右に検事席と参考人席がある。被告人席の後ろが傍聴席となっている。テレビで見る公判場面と同じである。

ここで職員から、裁判員制度の説明を受ける。裁判員の選ばれ方は 20 歳以上で選挙権のある方からクジで選び名簿を作る。裁判に参加できるかを問い、その中からさらに選出し最終的に 6 名から 10 名程度を選出する。70 歳以上は無条件に断ることもできるらしい。喜んでいいのか、情けないのか。

この後この法廷内で自由行動。裁判官の服装を着する人あり、被告人になり証言台に立つ人あり、よく似合う人もおられた。

本来は大合議法廷を見学する予定だったが、この日は裁判中ということでこの法廷になった。大合議法廷とは裁判官3名と裁判員制度で選ばれた6名との合議で裁判を行う場所で正面に裁判官と裁判員が一行に着席する。大法廷ともいわれている。

約1時間にわたり職員の方に館内を案内していただいた。一般には法廷に特別のことがない限り来ることもない場所で、このように説明を受けることはない。

これより昼の食事場所の、烏丸丸太町ホテルノクの地階「響」へ移動。午後1時解散となりました。参加の皆さんお疲れさまでした。



当番監事の酒井委員



挨拶される藤井会長



昼食懇談会の様子

下京担当 酒井 剛